第三十三条第一項中「規定により令第三十五条第一号に掲げる特定廃棄物埋設施設の性能について検査」を「検査（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。）」に改める。

第三十四条第二項中「法第五十一条の十第一項の検査」を「施設定期検査」に改める。

第三十九条中「法第五十一条の十第一項の」及び「当該申請に係る」を削る。

第四十四条第一項の表第二号イ中「法第五十一条の八第一項の規定による」を削り、同号ロ中「法第五十一条の十第一項の規定による」を削り、同号ハ中「施設定期自主検査」を「検査」に改め、同表第三号イ中「放射線遮へい物」を「放射線遮蔽物」に改め、同表第七号中「第五十一条の十八第二項」を「第五十一条の十八第一項」に改め、同表第十二号ロ中「者への」の下に「同項第五号イ及びロに規定する」を加える。

第五十三条第一号イ中「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第五十四条第三項第三号中「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第五十七条第一項第三号中「較正」を「較正」に改め、同条第二項中「法第五十一条の二十四の二第三項」を「同条第三項」に改める。

第六十条第一項第二号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第九号中「以下同じ。」を削る。

第六十一条第七号ロ中「き裂」を「亀裂」に改め、同号ハ中「ふた」を「蓋」に改め、同条第九号イ中「き裂」を「亀裂」に改める。

第六十二条第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。

第六十四条第一項中「第五十一条の二十五第二項」を「法第五十一条の二十五第二項」に改め、同条第二項第一号中「工場若しくは」を削る。

第六十八条第二項第一号中「工場若しくは」を削る。

第七十一条中「及び」を「並びに」に、「撤去」を「及び撤去」に改める。

第七十三条第一項中「閉鎖措置に関する計画（以下「閉鎖措置計画」という。）」を「閉鎖措置計画」に改め、同条第三項中「、写し」を「及び写し」に改める。

第七十四条第一項中「の規定により認可を受けた閉鎖措置計画について変更」を削り、同条第二項中「前条第二項各号」を「、前条第二項各号」に、「、説明した」を「説明した」に改め、同条第三項中「、写し」を「及び写し」に改める。

第七十六条第三項、第七十九条第三項、第八十条第三項、第八十三条第三項及び第八十五条第三項中「、写し」を「及び写し」に改める。

第八十七条中「の規定により、法第五十一条の二十六第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更」を削る。

第八十九条中「以下」を削り、同条第三号中「遮へい機能」を「遮蔽機能」に改め、同条第八号中「かぎ」を「鍵」に改め、同号イ中「堰」を「堰」に改める。

第九十一条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

（放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令の一部改正）

第三十条　放射線業務従事者に係る放射線管理記録の引渡し機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「へまでの記録及び」を「トまでの記録及び」に改める。

（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正）

第三十一条　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「平成十二年政令第百九十五号。」を削り、同条第二項中「前項に」を「同項に」に改める。

第三条の二第一項中「同条第二項」を「同項」に改める。

第六条第一項の表廃棄事業者の項中「許可」を「事業の許可」に改める。

第七条第一号の表イの項(4)中「三十分以上」を「三十分間以上」に改め、同項(5)中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同項⑽中「溢水」を「溢水」に改め、同表ロの項(3)中「三十分以上」を「三十分間以上」に改め、同項(4)中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同項(9)中「溢水」を「溢水」に改め、同表ハの項(1)中「汲み上げる」を「くみ上げる」に改め、同項(3)中「三十分以上」を「三十分間以上」に改め、「（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）」を削り、「五分以上」を「五分間以上」に改め、同項(4)中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同項(9)中「溢水」を「溢水」に改め、同表ニの項(1)中「汲み上げる」を「くみ上げる」に改め、同項(3)及び(4)中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同表チの項(1)中「三十分以上」を「三十分間以上」に、「五分以上」を「五分間以上」に改め、同項(2)中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同項(6)中「溢水」を「溢水」に改め、同表リの項(4)中「溢水」を「溢水」に改める。

第八条第一号中「前条の表第一号ホ」を「前条第一号の表ホ」に、「同号ヌ」を「同表ヌ」に、「第四号」を「第四号まで」に改め、同条第四号ハ中「較正」を「較正」に改める。

第九条第二項中「第八条第三号に規定する」を「前条第三号に掲げる」に改める。

第十二条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十四条の表イの項(7)及びロの項(6)中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同表ハの項(4)中「三十分以上」を「三十分間以上」に改め、同項(5)中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同表ニの項(4)中「五分以上」を「五分間以上」に改め、同表チの項(1)中「三十分以上」を「三十分間以上」に改め、同項(2)中「五分以上」を「五分間以上」に改める。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正）

第三十二条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、第七十七条」を削る。

第二条第二項第二号中「第二条第二号」を「第二条第二項第二号」に改め、同項第三号中「第二条第三号」を「第二条第二項第三号」に改め、同項第四号中「第二条第四号」を「第二条第二項第四号」に改め、同項第五号中「第二条第五号」を「第二条第二項第五号」に改め、同項第六号中「第二条第六号」を「第二条第二項第六号」に改め、同項第七号中「第二条第七号」を「第二条第二項第七号」に改める。

第三条第一項の表第一号ロ中「第四十三条の三の十五第一項」を「第四十三条の三の十五」に改め、同号二中「第十二条第一項第四号」を「第十二条第四号」に改め、同号ホ中「第十二条第一項第五号」を「第十二条第五号」に改め、同表第四号ハ中「充てん」を「充塡」に改め、同表第五号ト中「第五項」を「第四項」に改め、同表第十三号中「以下同じ。」を削り、同条第二項中「第一項」を「前項」に改める。

第九条第三号ロ中「立ち入り」を「立入り」に改める。

第十条第三項第三号中「同法同条第三項」を「同条第三項」に改める。

第十二条第三号中「第二号」を「前号」に改める。

第十三条の三の見出し中「内部溢水」を「内部溢水」に改め、同条中「溢水（」を「溢水（」に、「内部溢水」を「内部溢水」に改める。

第十四条第九号中「以下」を削り、「第十八条第六号」を「同条第六号」に改める。

第十七条第一項の表第九号中「第十号」を「次号」に改める。